

賛助会員規約

(賛助会員の目的)

第1条 一般社団法人 岡山県通所介護事業所協議会（以下、当法人）の基本理念、および定款に掲げる当法人の目的に賛同し、協力する団体等を賛助会員とする。

(当法人と賛助会員の関係)

第2条 当法人と賛助会員の関係は以下の通りとする。

- (1) 賛助会員は、入会を希望する団体が所定の用紙に定める事項を記入した上で当法人に届出を行い、入会の可否は理事会の決議により決定する。
- (2) 賛助会員の資格有効期限は、入会手続きを行った当法人事業年度とする。
- (3) 賛助会員は、退会届の提出を以っていつでも退会することができ、理事会がこれを承認する。
- (4) 当法人と賛助会員は相互に密接な連携をとり、高齢者の福祉の増進に寄与する。

(賛助会員の会費)

第3条 賛助会員は、会費として以下に定める額を支払う義務を負う。

年会費：20,000円

- (1) 年会費の納入は原則として入会した翌月末までに賛助会員が振込手数料を負担した上で当法人指定の口座に振り込む。尚、新規入会した年の年会費は入会した翌月から当法人事業年度末までの月割り額を納入する。
- (2) 当法人は納入された賛助会費を予算に計上する。

(賛助会員に対する特典)

第4条 賛助会員に対する特典は以下のとおりとする。

- (1) 当法人が主催する研修会、勉強会のA4版チラシ内に協賛企業として広告掲載をすることができる。ただし、希望者多数の場合は毎回掲載できないことがある。
- (2) 当法人が主催する研修会、勉強会の受付において、チラシや広告などを配布することができる。
- (3) 当法人のホームページにバナー広告を掲載することができる。
- (4) 当法人が主催する研修会等において、賛助会員の紹介ができる機会を無料で提供する。但し紹介に要する実費は賛助会員負担とする。
- (5) 当法人が発送する郵送物へのチラシ等の同封の機会が与えられる。
- (6) 賛助会員が主催するイベント、研修会等の情報を、理事会の協議の上で当法人の会員へ発信することができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

- 1 この規程は平成 27 年 11 月 24 日より施行する。
- 2 この規程は平成 30 年 2 月 8 日より変更する。